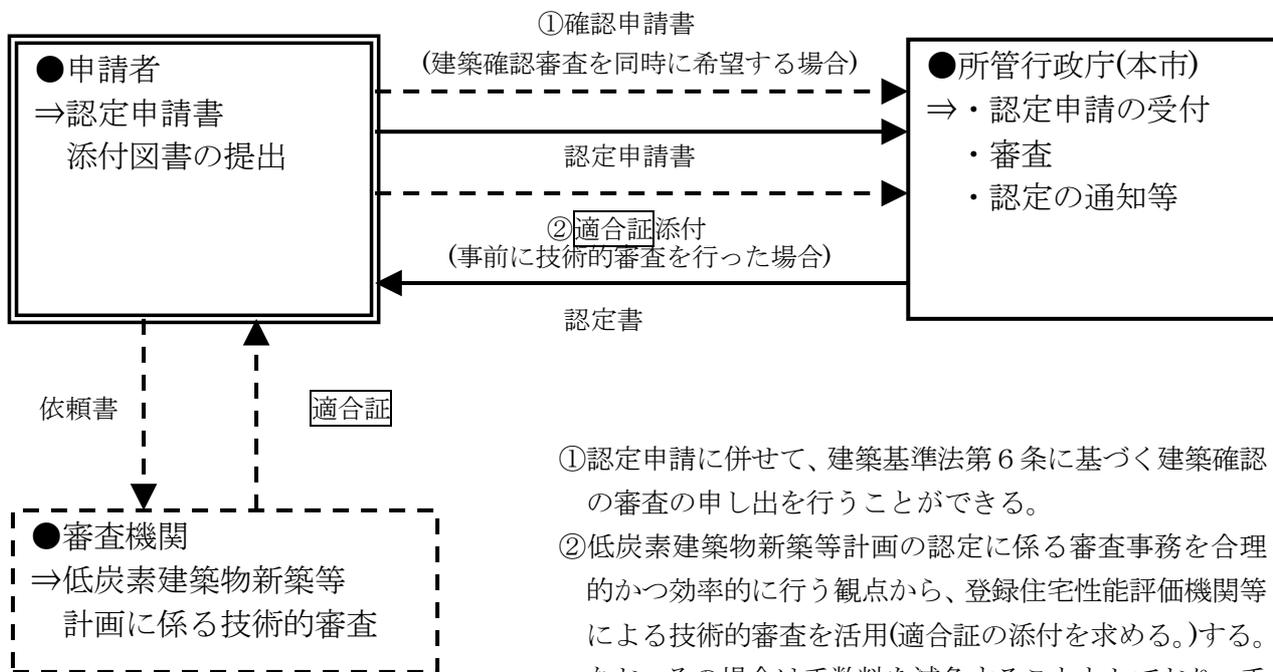


■低炭素建築物新築等計画の認定手続の流れ

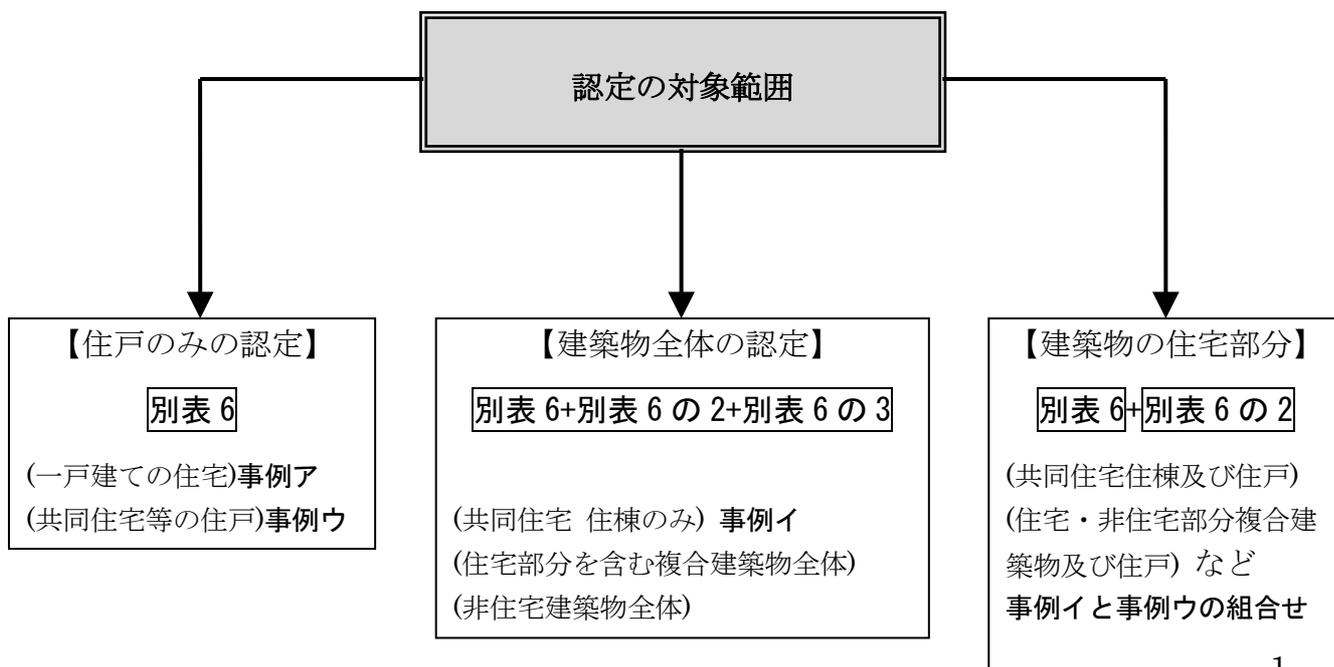
低炭素建築物新築等計画等の認定を受けようとする者は、都市の低炭素の促進に関する法律第53条に基づき、低炭素建築物新築等計画書を作成し、所管行政庁に認定の申請をすることができる。所管行政庁は当該申請に係る計画書が基準に適合すると認めるときは、その認定をする事ができる。



- ①認定申請に併せて、建築基準法第6条に基づく建築確認の審査の申し出を行うことができる。
- ②低炭素建築物新築等計画の認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行う観点から、登録住宅性能評価機関等による技術的審査を活用(適合証の添付を求める。)する。なお、その場合は手数料を減免することとしており、手数料額を2段階で設定する。

■認定の申請単位について

認定の対象は住戸単位又は建築物全体の棟単位。従って、共同住宅又は住宅部分を含む複合建築物の場合にあっては、建築物全体の申請、住戸のみの申請、その両方の申請いずれかを選択することができる。



■低炭素建築物新築等計画の認定手数料について

1 計画認定 …… (法第 53 条第 1 項)

(1) 計画認定申請のみを行う場合 = 基本手数料

ア 一戸建て住宅の認定申請 (建築物全体の認定)

基本手数料 = 別表 6 【適合証あり】 6,000 円/件
 【適合証なし】 36,000 円/件



※居住用途のものに限る。

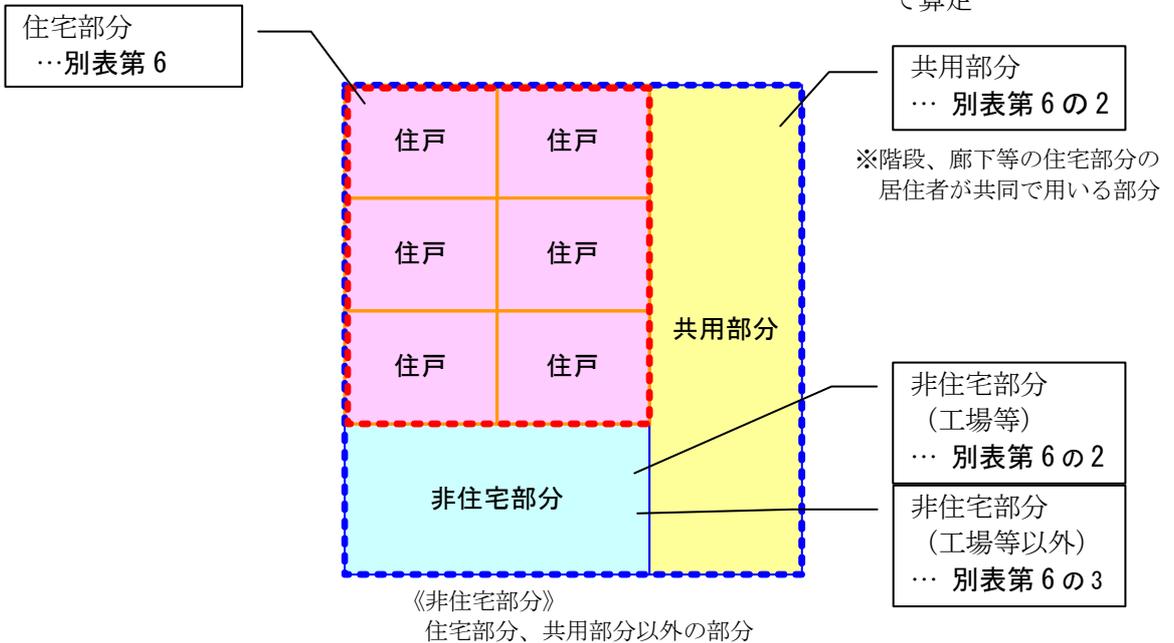
【適合証】

申請された建築物が、低炭素建築物としての基準に適合することを証する書面であり、登録住宅性能評価機関 (住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定) 又は、登録建築物調査機関 (エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定) が、交付するものである。

適合証の添付により、審査事務の一部が省略できるため、適合証が添付された場合、審査手数料の軽減を図っている。

イ 一戸建て住宅以外の建築物 (建築物全体の認定)

基本手数料 = 別表第 6 + 別表第 6 の 2 + 別表第 6 の 3
 ※住宅部分の総住戸数に応じた算定 ※共用部分+非住宅部分 (工場等) の面積に応じて算定 ※非住宅部分 (工場等以外) の面積に応じて算定



【個別の適用事例】

- ① [住宅部分]のみで構成された建築物（例：長屋）

$$\boxed{\text{基本手数料}} = \boxed{\text{別表 6}} \quad \text{※総住戸数に応じた算定}$$

- ② [住宅部分]+[非住宅部分(工場等以外)]で構成された建築物（例：併用住宅）

$$\boxed{\text{基本手数料}} = \boxed{\text{別表第 6}} + \boxed{\text{別表第 6 の 3}}$$

※総住戸数に応じた算定 ※非住宅部分の面積に応じた算定

- ③ [住宅部分]+[共用部分]で構成された建築物（例：共同住宅）

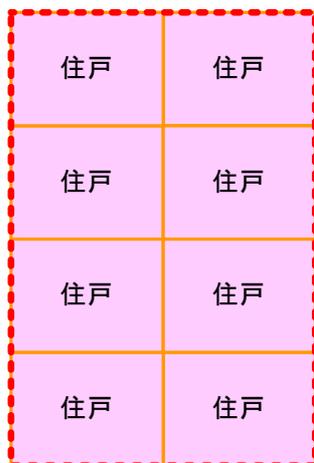
$$\boxed{\text{基本手数料}} = \boxed{\text{別表第 6}} + \boxed{\text{別表第 6 の 2}}$$

※総住戸数に応じた算定 ※共用部分の面積に応じた算定

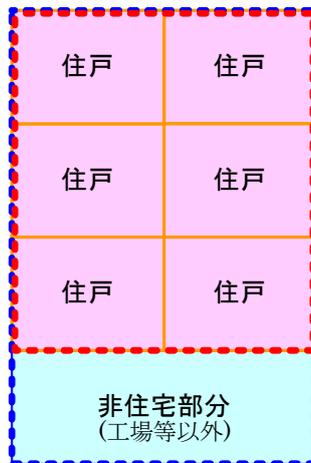
- ④ [住宅全体]+[共用部分]+[非住宅部分(工場等以外)]で構成された建築物（例：住宅を含む複合建築物）

$$\boxed{\text{基本手数料}} = \boxed{\text{別表第 6}} + \boxed{\text{別表第 6 の 2}} + \boxed{\text{別表第 6 の 3}}$$

※総住戸数に応じた算定 ※共用部分の面積に応じた算定 ※非住宅部分の面積に応じた算定

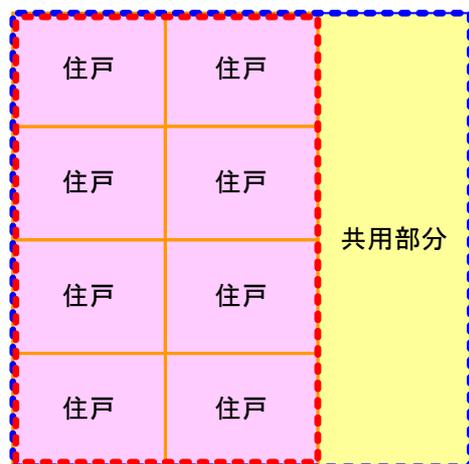


① 事例

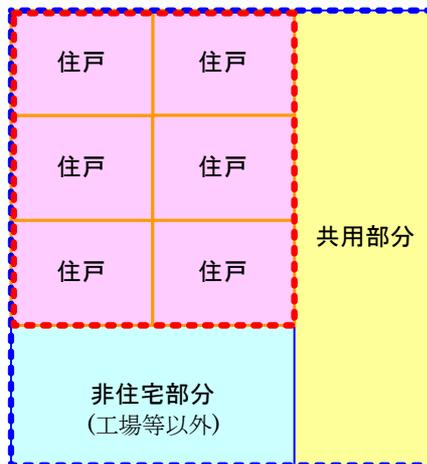


②事例

※非住宅部分は、工場等の用途を含まないものに限る。
(非住宅部分に、工場等の用途を含むものは、エ)による適用とする。)



③事例



④事例

- ⑤ [非住宅部分（工場等又は工場等以外）]で構成された建築物（例：工場、店舗など）

$$\boxed{\text{基本手数料}} = \boxed{\text{別表第6の2（別表第6の3）}}$$

※非住宅部分の面積
に応じた算定

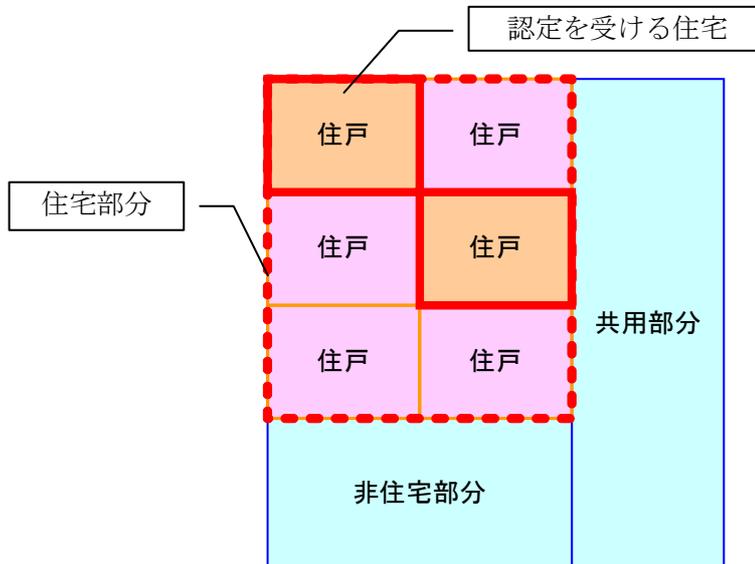


⑤事例

- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物のうち住宅部分の認定申請（部分認定申請）

$$\boxed{\text{基本手数料}} = \boxed{\text{別表第6}}$$

※申請住戸数に応じた算定
(総住戸数と必ずしも一致しない)



※建築物全体の認定ではなく、住戸単位の認定となる。

※共用部分、非住宅部分の審査、認定は行わない。

(2) 計画認定申請 + 計画通知 (建築確認申請) の場合

※構造計算適合性判定は除く

$$= \begin{array}{c} \boxed{\text{基本手数料}} \\ \text{(認定分)} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{別表第1}} \\ \text{(確認申請分)} \end{array}$$

(3) 計画認定申請 + 計画通知 (建築確認申請) + 構造計算適合性判定の場合 =

$$= \begin{array}{c} \boxed{\text{基本手数料}} \\ \text{(認定分)} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{別表第1}} \\ \text{(確認申請分)} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{別表第5備考第3項の表}} \\ \text{(適判手数料分)} \end{array}$$

適判手数料の
消費税分含

2 計画変更認定 . . . (法第55条第1項)

1 計画認定の仕組みと同じ。手数料額は認定手数料の半額。

また、計画通知 (建築確認申請) 及び構造計算適合性判定の手数料額は、それぞれの取扱いに応じた額となる。